

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く。))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成28年9月23日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎

1 業務概要

(1) 業務の名称 宮古島(28)駐屯地新設設備基本設計

(2) 業務内容 本業務は、沖縄県宮古島における以下の設備基本設計業務を行うものである。

- (1) 電気設備
 - ① 発電設備
 - ② 駐屯地構内における受変電及び配電設備
 - ③ 電力事業者からの供給方式
 - ④ 中央監視設備
 - ⑤ 屋外ユーティリティ設備
 - ⑥ 太陽光発電システム
 - ⑦ 構内配電線路設備及び外灯設備について、工事工程を考慮した幹線経路並びに施工方法の検討
- (2) 機械設備
 - ① 空調及び給湯の熱源方式
 - ② 車両等給油施設
- (3) 通信
 - ① 通信事業者からの供給方式
 - ② 駐屯地構内における線路形式
 - ③ 通信機器室等
 - ④ 屋外ユーティリティ設備
 - ⑤ 防犯・警戒監視システム
 - ⑥ 構内通信線路設備について、工事工程を考慮した幹線経路並びに施工方法の検討
- (4) その他
 - ① 各種資料収集、図面作成、工事費概算額の算定及び概略工事工程の作成
 - ② 環境保全性能評価に伴う提案書の作成

業務量の目安：本業務の参考業務規模は、 30,000 千円程度 (税込み) を想定している。

(3) 履行期限 平成29年5月31日

- (4) その他 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）に代えるものとする。

なお、紙見積合わせ方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙見積合わせ承諾願を提出するものとする。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる条件を満たしている単体企業又は(2)に掲げる条件を満たしている共同体であること。

(1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者。

イ 防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント（電気）」の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

ウ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、沖縄防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でない。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有する。

オ 同種又は類似業務の実績

カ 参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がない（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

キ 沖縄防衛局が発注した業務のうち、平成26、27年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、業務成績評価点合計の平均が65点以上であること。

ク 配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係がある。

ケ 配置予定技術者の資格

コ 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

サ 配置予定管理技術者の平成28年9月23日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満である。

ただし、平成28年9月23日現在の手持ち業務に沖縄防衛局発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

シ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

(2) 共同体

(1) ア及びウからシに掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、防衛省競争参加資格のうち、共同体の代表者は測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント（電気）」の格付を受け、共同体の代表者以外の構成員は測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント（機械）」又は「コンサルタント（通信）」の格付を受けていて、「競争参加資格の公示」（平成28年9月23日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）の示すところにより防衛省から宮古島(28)駐屯地新設設備基本設計に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の決定を受けている者であること。

(3) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

ア 企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ 業務実施体制の妥当性

(4) 技術提案書を特定するための評価基準

ア 配置予定管理技術者の経験及び能力

配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、従事した業務の業務成績

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性

ウ 特定テーマに対する技術提案

3 手続等

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課契約審査係

TEL 098-921-8131（内線 154）

(2) 説明書の交付期間及び交付場所等

ア 交付期間 平成28年9月23日 から 平成28年11月16日 まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時から午後10時（金曜日は午後6時）まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.mod-eboc.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat11形式以下)

申請書類 : Excel (Ver2010形式以下)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、装備施設本部のホームページより入手可能である。

(<http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/news/kensetsu/zugadata-douijikou.pdf>)

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 平成28年10月5日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書が3MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 平成28年11月17日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書が3MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送等する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行コザ代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行コザ代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 沖縄防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 技術提案書のヒアリングを行う。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 上記2(1)イに掲げる競争参加資格の決定を受けていない単体企業又は上記2(2)に掲げる共同体としての資格の決定を受けてない者（競争参加資格の決定を受けてない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記3(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。

(8) 特定通知書により見積合わせの資格があると認めた者が見積合わせに応じなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。

(9) 詳細は説明書による。